

練馬区立光が丘第八保育園運営業務委託事業者選定会議設置要領

平成17年7月15日

練児保発第 941号

(設置)

第1条 練馬区が設置する区立光が丘第八保育園(以下「保育園」という。)を運営委託するにあたり、その事業者を適正に選定するため、保育園運営業務委託に係る事業者選定会議(以下「選定会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 保育園の運営委託を行う事業者の選定に関する事。
- (2) その他区長が必要と認める事。

(構成)

第3条 選定会議は、別表1に掲げる委員によって構成する。

- 2 選定会議の会長は、健康福祉事業本部長とする。
- 3 選定会議の副会長は、企画部長とする。

(運営)

第4条 会長は、必要に応じて選定会議を招集し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(現地調査部会の設置および構成)

第5条 選定会議の所掌事項を調査するために、選定委員会の下に現地調査部会(以下「調査部会」という。)を置く。

- 2 調査部会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 民間の調査機関、区内私立保育園長、および園長経験者は選定会議会長が指名した者とする。
- 4 調査部会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(選定会議および調査部会の非公開)

第6条 選定会議および調査部会の議事は、非公開とする。

(情報の公開)

第7条 選定会議および調査部会の資料は、練馬区情報公開条例の対象となる。

(庶務)

第8条 選定会議および調査部会の庶務は、児童青少年部保育課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表1 (選定会議の委員構成)

会 長	健康福祉事業本部長
副会長	企画部長
委 員	総務部長
委 員	保健福祉部長

別表2 (現地調査部会の構成)

民間の調査機関
区内私立保育園園長
園長経験者
栄養指導主査

付 則

- 1 この要領は、平成17年 7月15日から施行する。
- 2 この要領は、事業者の選定をもって廃止する。